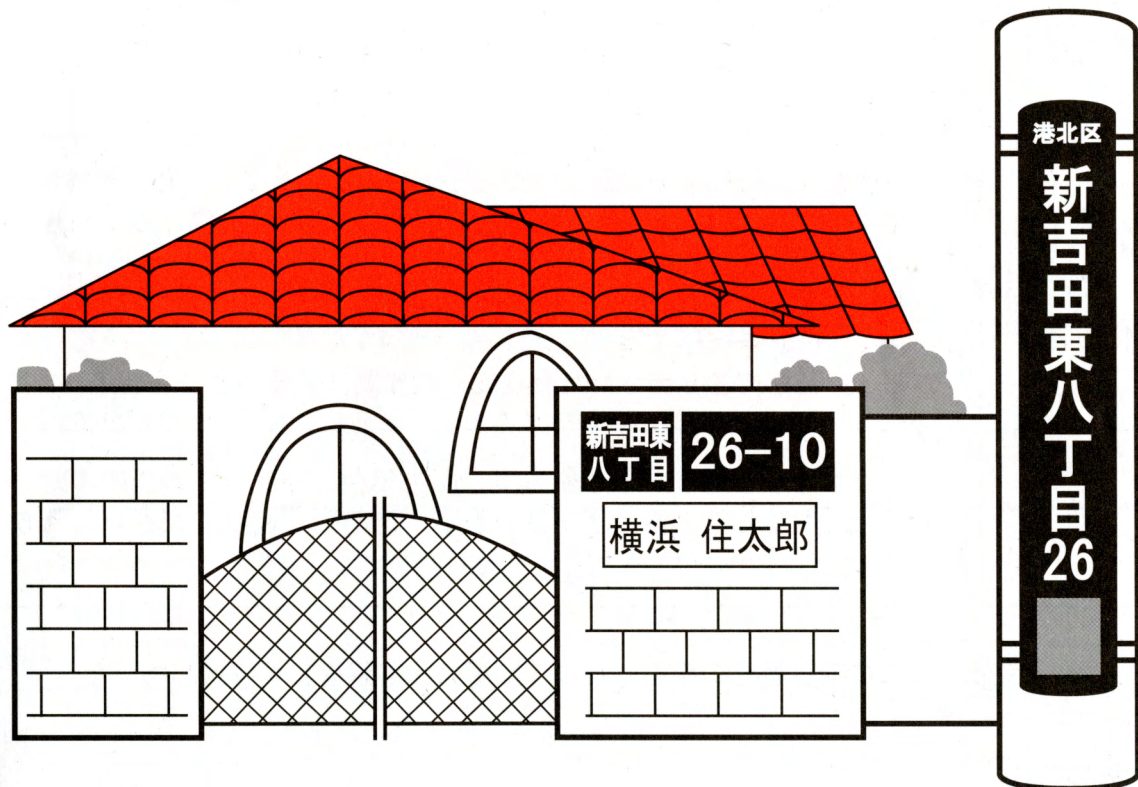


住居表示
の
しおり

平成17年（2005年）

10月31日から
住所の表し方が変わります。



●お問合せ先 ※FAXによる申請・届出はできません。

市民局窓口サービス課住居表示係

電話 671-2310・2320・2321 FAX 664-5295

お届けしたものの

<p>通知書</p> <p>〔16歳以上の方 お一人に3通〕</p>	<p>あなたの住所の変更についての通知です。 住所の変更手続（4ページ以下参照）の際、住所変更の証明書として使用することができます（10月31日以降有効）。 枚数が不足する場合や16歳未満の方で証明書を必要とする場合は、10月31日以降に港北区役所戸籍課登録係の窓口で「住居表示変更証明書」をご請求ください。無料で発行します。</p>
<p>案内図</p>	<p>住所案内用の地図です。各建物の旧住所（黒い数字）と住居表示後の住所（赤い数字）がわかるようになっています。</p>
<p>町名板 住居番号表示板</p> <p>（1棟に1枚）</p>	<p>青いアルミ板です。 門や郵便受けなど、見やすい所に取り付けてください（釘8本同封）。 アパートやマンションなどは、建物の出入口に近いお宅に同封させていただきました。お手数ですが家主さん・管理人さんにご相談のうえ、取り付けてくださいますようお願いいたします。</p>
<p>お知らせ用はがき</p> <p>（1世帯に50枚）</p>	<p>新住所を知人や取引先などに知らせるためのはがきです。郵送料は無料です。 必要事項をご記入のうえ、はがきが入っていた封筒にまとめて入れ、封をしてからポストに投函してください。 枚数の追加など、はがきについての詳細は、綱島郵便局（電話 541-0781・531-8349）（10ページ）にお問い合わせください。 なお、旧住所で差し出された郵便物も数年間は配達されます。</p>
<p>プライバシー 保護シール</p>	<p>上記のお知らせ用はがきを使って、厚生年金、国民年金の住所の変更手続を行う場合、生年月日や年金証書番号を隠すためにご使用ください。（5ページ参照）</p>

※ 法人の方には「会社・法人の変更登記の手引」及び「変更登記申請書」を同封しました。

別途送付するもの

<p>本籍更正通知書</p> <p>〔実施地区内に 本籍地がある方〕</p>	<p>本籍の変更についての書類です。今回の住居表示実施地区内に戸籍の本籍地がある方には、10月31日以降、港北区役所戸籍課戸籍係から戸籍の筆頭者あてに送付します。 運転免許証の本籍欄の書換え（7ページ参照）など、本籍の変更手続の際に証明書として使用してください。 枚数が不足する場合は、10月31日以降に港北区役所戸籍課戸籍係の窓口で「土地の名称等の変更証明書（本籍変更証明書）」をご請求ください。無料で発行します。</p>
--	---

住所等の変更例

■ 「住所」は、町名と街区番号・住居番号で表します。

【実施前】 横浜市 港北区 新吉田町 2690番地3 → 横浜市 港北区 新吉田東八丁目 26番 10号
町名 番地 新町名 街区番号 住居番号

★団地・マンションなどで部屋番号を住所に採用した場合

【実施前】 横浜市 港北区 新吉田町 2690番地12 → 横浜市 港北区 新吉田東八丁目 26番 6-302号
町名 番地 新町名 街区番号 住居番号

新吉田東マンション302号室 部屋番号を住所に用いた場合は、団地・マンションなどの名称は方書としてつける必要がなくなります。

■ 「本籍」は、町名だけが変わります。

【実施前】 横浜市 港北区 新吉田町 2690番地3 → 横浜市 港北区 新吉田東八丁目 2690番地3
町名 新町名

なお、ご本人の申し出により本籍は街区番号を用いたものにすることができます。その場合、実施日以降に「転籍届」を出す必要があります。なお、転籍にかかわる証明は有料です。詳しくは港北区役所戸籍課戸籍係におたずねください。

【転籍申し出をした場合の本籍の例】

横浜市 港北区 新吉田東八丁目 26番 (本籍には住居番号を加えることができません)
新町名 街区番号

■ 「不動産（土地・建物）の表示」は、町名が変わり、字（あざ）が廃止されます。

【実施前】 土地の表示の例 横浜市 港北区 新吉田町 字貝塚前 2690番3 → 横浜市 港北区 新吉田東八丁目 2690番3
町名 字名 地番 新町名 地番

原則として地番はそのままです。法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明等の請求は、住居番号ではなく、地番で申請してください。

新しい住所はどのように決まります。

●町界の変更と新しい町名【例】新吉田東八丁目

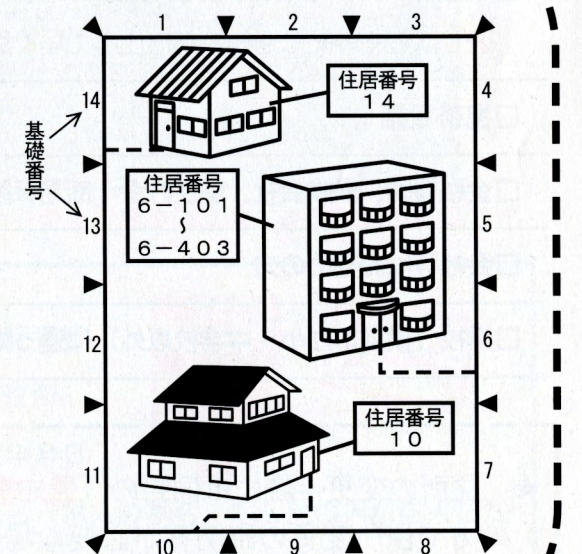
町の境界を、道路・河川・鉄道などに沿ったものに改め、わかりやすくします。また、大きすぎる町は適切な大きさとなるように分割し、新しい町名をつけます。

●街区番号 【例】新吉田東八丁目26番

その町の中で道路などで囲まれた区画(街区といいます)に連続して番号をつけます。

●住居番号(右図参照) 【例】新吉田東八丁目26番10号

街区の周囲を一定間隔に区切り、起点を定めて連続した番号(基礎番号)をつけます。出入口がどの基礎番号に出るかによって、その建物の番号(住居番号)を決めます。(このため、同じ番号や欠番が生じることがあります。)



住所の変更手続

住所の変更手続は、10月31日から行ってください。

区役所等では、住民票などの公簿の住所欄を、自動的に新しい住所に書き換えますので、原則として皆さんの申請は不要です。

ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手続が必要」とされているものもありますので、この手続欄の各事項をよくお読みになり、該当するものの手続をお願いします。

<input type="checkbox"/> 横浜市国民健康保険証、介護保険証、各種医療証をお持ちの方	5 ページ
<input type="checkbox"/> 厚生年金、国民年金を受給されている方	5 ページ
<input type="checkbox"/> 国民年金第1号被保険者（自営業者、学生など）の方	手続は不要です。
<input type="checkbox"/> 国民年金第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）の方	配偶者のお勤め先へご確認ください。
<input type="checkbox"/> 共済年金を受給されている方	共済組合へご確認ください。
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード、公的個人認証サービスの電子証明書をお持ちの方	6 ページ
<input type="checkbox"/> 運転免許証をお持ちの方	7 ページ
<input type="checkbox"/> 自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方	7 ページ
<input type="checkbox"/> 各種免許・許可証をお持ちの方	関係機関へご確認ください。
<input type="checkbox"/> パスポートをお持ちの方	手続は不要です。
<input type="checkbox"/> 不動産をお持ちの方	8 ページ
<input type="checkbox"/> 法人とその役員の方	9 ページ
<input type="checkbox"/> 水道、NHK、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）	手続は不要です。 ※しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。
<input type="checkbox"/> 携帯電話	契約先へご確認ください。
<input type="checkbox"/> 金融機関、保険会社、郵便貯金・簡易保険等と取引や契約のある方	取引先、契約先へご確認ください。
<input type="checkbox"/> 会社等にお勤めの方	お勤め先へご確認ください。
<input type="checkbox"/> 学校（横浜市立小・中学校以外）に通っている方	通学先へご確認ください。

★ 住所の変更手続には同封の「**通知書**」をご利用ください。枚数が不足する場合や16歳未満の方で住所変更の証明書が必要な場合は、10月31日以降、港北区役所戸籍課登録係の窓口で「**住居表示変更証明書**」をご請求ください。無料で発行します。

★横浜市国民健康保険証、介護保険証、各種医療証をお持ちの方

港北区役所保険年金課保険係
電話 540-2349

国民健康保険に加入されている方につきましては、現在お持ちの被保険者証の有効期限が平成17年9月30日となっているため、新しい被保険者証を9月中にお送りします（被保険者証の更新）。この新しい被保険者証に記載される住所は、10月31日に実施される住居表示前の住所となりますが、住居表示実施後もそのままの状態で使用することができます。

また、区役所保険年金課が発行している介護保険被保険者証や老人保健医療受給者証などの各種医療証をお持ちの方につきましても、被保険者証や医療証に記載されている住所は住居表示実施前の住所となっていますが、住居表示実施後もそのままの状態で使用することができます。

なお、10月31日以降に区役所にお越しの機会がございましたら、お手数ですが、被保険者証や各種医療証を、**港北区役所保険年金課保険係（10ページ）**の窓口にご提示ください。新しい住所に書き換え、再発行いたします。

★厚生年金、国民年金を受給されている方

港北社会保険事務所
電話 546-8888

社会保険事務所に住所変更の届を出してください。同封のはがき「住居表示のお知らせ」を使って住所変更の届をすることができます。その場合、オモテには**港北社会保険事務所（10ページ）**の所在地・名称を宛名書きし、ウラには下記【記載例】を参考にして必要事項を記入のうえ、同封の「プライバシー保護シール」を記入事項が隠れるようにしっかりと貼りつけて最寄りのポストへ投函してください。

なお、**港北区役所保険年金課国民年金係（10ページ）**にあります専用はがき（50円切手が必要です）をご利用いただいても結構です。

【記載例】

住居表示のお知らせ

来る平成17年10月31日から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。
○今後郵便物をお出しの際は、必ず新住所名をご記入ください。
○あなたさまの住所録をご訂正ください。

記

（新住所名 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇
郵便番号 223-0058
横浜市港北区新吉田東 〇丁目×番×号
（ ）方
生年月日 大正××年××月××日
ご氏名 横浜 住太郎
年金証書番号
〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
（集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。）

プライバシー保護シール

あなたの個人情報が第三者に知られることを防止するためのシールを同封しましたので、はがきからはみ出さないようにしっかりと貼ってください。

年金受給者の住所変更届には、次の記載が必要です。

- ◎ 電話番号
- ◎ 新住所
- ◎ 生年月日
- ◎ 氏名（本人の署名。もし他の人が記入したときには【押印】が必要です）
- ◎ 年金証書の記号番号と年金コード（14桁）

★住民基本台帳カード及び電子証明書をお持ちの方

港北区役所戸籍課登録係
電話 540-2254

住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方

- ◆ 氏名のみ記載されているカードをお持ちの方
→ 手続の必要はありません。
- ◆ 氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載・印刷されているカードをお持ちの方
→ 変更後の住所を裏面に記載しますので、10月31日以降に、ご本人が住基カードをお持ちになって、**港北区役所戸籍課登録係（10ページ）**までお越しください。
（ご本人がお越しになれない場合は、同一世帯の方に限り代理申請が可能です。
その場合、住基カードのほか健康保険証など、お越しになる方のお名前が確認できる資料もあわせてお持ちください。）

電子証明書（公的個人認証サービス）をお持ちの方

住所の変更により電子証明書は失効してしまいます。

引き続き電子証明書が必要な方につきましては、新しい電子証明書を無料で交付しますので、10月31日以降に港北区役所戸籍課登録係にお越しください。

なお、交付の際に必要な書類は、お越しになられる方によって異なりますので、あらかじめ、**港北区役所戸籍課登録係（10ページ）**にお問い合わせください。

★運転免許証をお持ちの方

港北警察署 港北警察署
電話 546-0110 電話 365-3111
（内線 234～5）

港北警察署（10ページ） または **運転免許証試験場（10ページ）** で運転免許証・住所欄の変更手続をしてください。

また、今回の住居表示実施地区内に戸籍の本籍地のある方は、同時に本籍欄の変更も必要になりますので併せて手続をお願いします。実施に伴って本籍の表示（町名の部分のみ）が変更される方には、10月31日以降、「本籍更正通知書」を郵送しますので、通知書が届いてから変更手続をしてください。

《手続に必要なもの》

- 1 運転免許証
 - 2 「記載事項変更届」（警察署、運転免許試験場にあります）
 - 3 同封の「通知書」または港北区役所戸籍課登録係の発行する「住居表示変更証明書」
 - 4 10月31日以降に郵送される「本籍更正通知書」または港北区役所戸籍課登録係の発行する「土地の名称等の変更証明書」 ※本籍が変わった方のみ
- 手数料はかかりません。現住所、本籍と運転免許証に記載されている住所、本籍が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの（住民票など）が必要です。
 - 代理人が手続をされる場合は、代理人のお名前が確認できる資料をあわせてお持ちください。

★自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方

関東運輸局 軽自動車検査協会
電話 939-6804 電話 938-7752

車検証にある所有者・使用者の住所欄変更と使用の本拠欄の変更は、通常の場合、車検・売却等の際に、届け出をしていただければ結構です。

◆自動車（軽自動車を除く）、125ccを超える二輪車 **関東運輸局神奈川^{運輸}支局（10ページ）**

◆軽四輪自動車 **軽自動車検査協会神奈川事務所（10ページ）**

《手続に必要なもの》

- 1 自動車検査証／軽自動車届出済証
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書
- 3 申請書（上記の区分による支局または事務所にあります）
- 4 同封の「通知書」または港北区役所戸籍課登録係の発行する「住居表示変更証明書」
- 5 印鑑（認印）

●代理人による手続や所有者と使用者が異なる場合の手続は、所有者の委任状が必要です。

★不動産をお持ちの方

不動産の登記先の法務局
(横浜地方法務局港北出張所など)

今回の住居表示実施地区内にお住まいの方で、不動産をお持ちの方は、登記簿に記載されている「所有者の住所」の変更手続きをしてください。

変更手続きは住居表示実施(10月31日)後、速やかに行うこととなりますが、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時にあわせて手続きされても構いません。

※ 住居表示実施(10月31日)前には、この手続きはできません。

- お持ちの不動産が今回の住居表示実施地区内にある場合、申請先は**横浜地方法務局港北出張所(10ページ)**です。それ以外の地区にある場合は、その不動産を管轄する登記所(法務局)です。
- 住居表示による不動産の表示の変更については、自動的に書換えられますので手続きは不要です。

《手続きに必要なもの》

- 1 名義人住所変更登記申請書(法務局港北出張所・港北区役所戸籍課登録係にあります。)
- 2 同封の「通知書」または港北区役所戸籍課登録係の発行する「住居表示変更証明書」
- 3 印鑑(認印)

- 抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続きが必要です。
- 同一の登記所(法務局)の場合、1枚の申請書で複数の不動産の申請ができます。
- **登録免許税は免除されます。**
- 申請書は他の書類とともに左とじにしてください。
- 委任状(便せんでも可)があれば、代理人による手続きができます。

例 委任状

代理人の住所 横浜市〇〇区〇〇町×番地

氏名 港北 花子 印

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1. 下記不動産の所有権登記名義人住所変更手続きに関する一切の事項。
2. 取下げの場合は、取下げ手続きに関する一切の事項。

平成 年 月 日

申請人の住所 横浜市港北区新吉田東八丁目26番10号

氏名 横浜 住太郎 印

(不動産の表示)

1. 土地の表示
横浜市港北区新吉田東八丁目2690番3
2. 建物の表示
横浜市港北区新吉田東八丁目2690番地3
家屋番号 2690番3

- 現住所と登記簿に記載されている住所が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの(住民票など)が必要です。

- 印鑑は認印で結構ですが、念のため申請書に押印したものと同一印鑑を持参してください。

- 郵送による申請もできます。
申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。なお、登記済証の交付を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

【記載例】 土地建物所有権登記名義人住所変更登記申請書

※ 土地と建物を同時に変更する場合

- 不動産の表示を記載するときは、お手持ちの権利証をご覧ください。
(登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料ですのでご注意ください。)
- 共有の方は共有者連名のうえ、それぞれの印鑑を押してください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成 17年 10月 31日 住居表示実施

変更後の事項 住所 横浜市 港北区 新吉田東八丁目 26番 10号

申請人 横浜市 港北区 新吉田東八丁目 26番 10号 ← **新住所**
横浜 住太郎 印 連絡先電話 000-0000

〔 代理人 横浜市〇〇区〇〇町×番地 港北 花子 印 〕 ← **代理人による手続の場合**

添付書類 通知書又は住居表示変更証明書
 申請書写し 登記済証の交付を希望しません。
登記済証の交付を希望する場合は申請書の写しを添付してください

平成 17年 11月 22日 申請 横浜地方法務局 港北 出張所
← **申請日**

登録免許税 登録免許税法第五条第四号により免除

不動産の表示
【土地の表示】

所 在	地 番	地 目	地 積	㎡
横浜市港北区新吉田東八丁目	2690番3	宅地	123	45
↑ 新町名				

【建物の表示】

所 在	家屋番号	種類	構造	床面積	㎡
横浜市港北区新吉田東八丁目 2690番地3	2690番3	居宅	木造瓦葺 2階建	1階 56 2階 23	78 45
↑ 旧番地	↑ 新町名				

★法人とその役員の方

横浜地方法務局法人登記部門
電話 641-7952

会社などの法人は、本店または支店の所在地が今回の住居表示実施地区内にある場合、**横浜地方法務局の法人登記部門(10ページ)**で所在地の変更登記をして下さい。

- **登録免許税は免除されます。**

※くわしくは、「会社・法人の変更登記の手引」(法人にのみ同封)をご覧ください。

関係機関のご案内

■ 港北区役所

Tel 540-2323 (総合)
〒222-0032
港北区大豆戸町26番地1

・ 戸籍課登録係

Tel 540-2254 (区役所2F)
540-2255

・ 戸籍課戸籍係

Tel 540-2251 (区役所2F)

・ 保険年金課保険係

Tel 540-2349 (区役所2F)
2354

・ 保険年金課国民年金係

Tel 540-2346 (区役所2F)

■ 港北社会保険事務所

Tel 546-8888
〒222-0032
港北区大豆戸町515番地

■ 港北警察署

Tel 546-0110
〒222-0032
港北区大豆戸町508番地

■ 横浜地方法務局港北出張所

Tel 474-1280
〒222-0033
港北区新横浜三丁目24番地6

■ 綱島郵便局

Tel 541-0781
531-8349
〒223-8799
港北区綱島台17番13号

■ 運転免許試験場

Tel 365-3111 内線234~5
〒241-0815
旭区中尾二丁目3番1号

■ 関東運輸局神奈川陸運支局

Tel 939-6804
〒224-0053
都筑区池辺町3540番地

■ 軽自動車検査協会神奈川事務所

Tel 938-7752
〒224-0053
都筑区池辺町3914番地

■ 横浜地方法務局法人登記部門

Tel 641-7952
〒231-0003
中区北仲通5丁目57番地

地図1

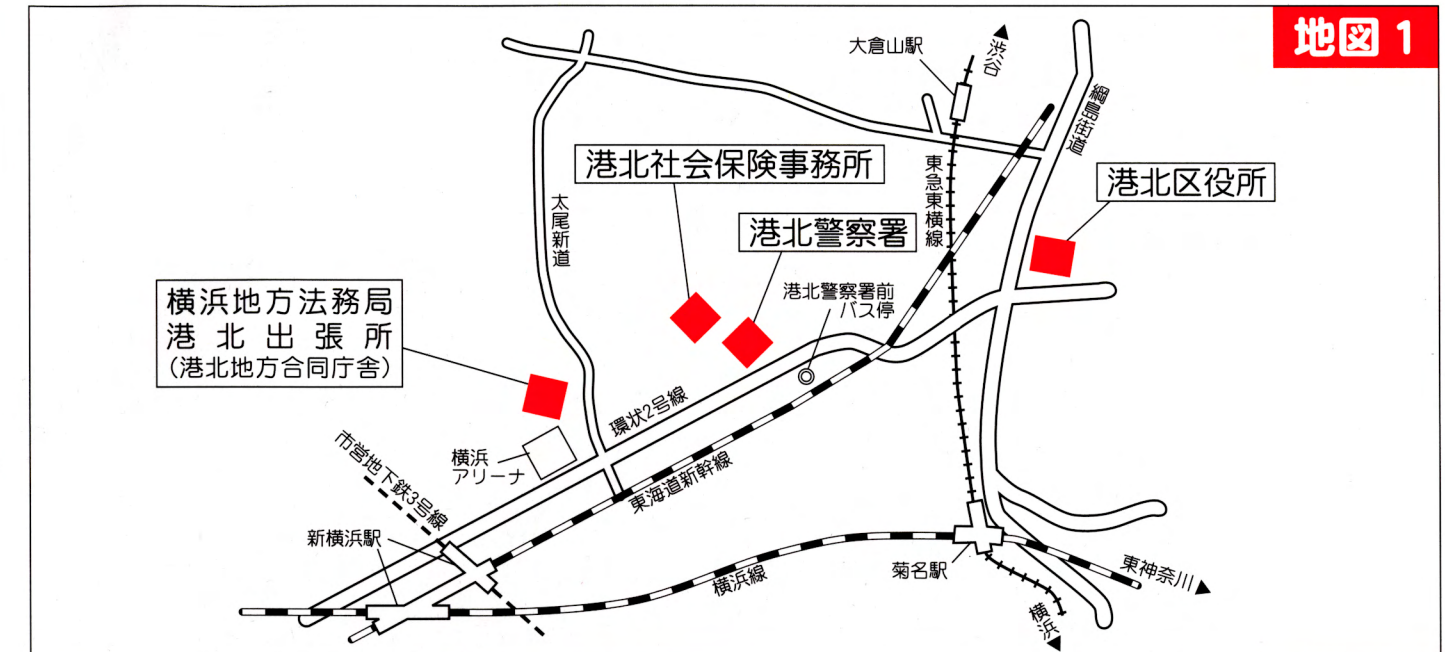
地図2

地図3

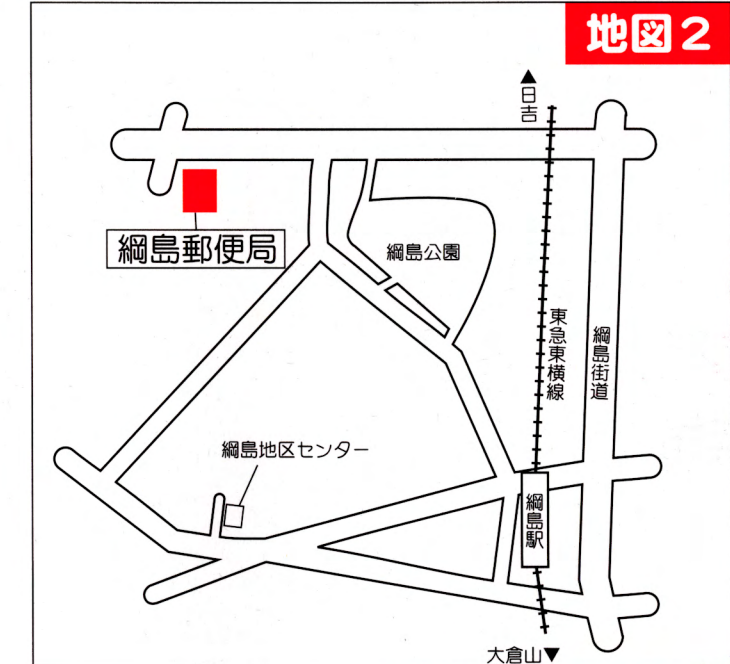
地図4

地図5

地図1



地図2



地図3



地図4



地図5





横浜市

横浜市広報印刷物登録 第170140号

類別・分類B-D A020

このしおりは再生紙（古紙混入率70%）を使用しています。